

2020年12月10日

ワクチン接種後の接種間隔の規定変更に関する考え方

日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会

これまで、わが国ではワクチンの接種間隔は、生ワクチン接種後は27日以上、不活化ワクチン接種後は6日以上あけるよう定期接種実施要領に定められていました。

注射生ワクチンどうしの接種では、理論的に起こり得る干渉現象を回避するために、同時接種でない場合は27日間以上の接種間隔が必要と考えられています。一方、不活化ワクチンや経口生ワクチン接種後のすべての異なる種類のワクチン接種、あるいは注射生ワクチン接種後の不活化ワクチンや経口生ワクチン接種については、接種間隔をおこななければならない特段の科学的根拠はありません。米国や英国をはじめとする海外の多くの国では、注射生ワクチンどうしの接種間隔には規制を設けていますが、他の接種間隔には規制を設けていません。

国内において経口生ワクチンであるロタウイルスワクチンが定期接種化されたことにより、同時接種を基本としたとしても、接種間隔の規定により適切な時期に適切な数のワクチン接種を行いきにくい場合があります。乳児期に必要なワクチンの確実な接種機会を確保する観点から、今回異なる種類のワクチンの接種間隔の規定が以下のように変更されました。

- (1) 注射生ワクチンを接種した日から、次の注射生ワクチン接種を行うまでの間隔は27日以上おくこと（変更なし）。次の不活化ワクチンや経口生ワクチン接種を行うまでの間隔は同日接種も含め制限しないこと。
- (2) 不活化ワクチンを接種した日から、次のすべてのワクチン接種を行うまでの間隔は同日接種も含め制限しないこと。
- (3) 経口生ワクチンを接種した日から、次のすべてのワクチン接種を行うまでの間隔は同日接種も含め制限しないこと。

なお、同じ種類のワクチンの接種間隔については、従来どおりで変更はありません。

また、接種前の体調確認については、これまでどおり実施してください。

私たちは、同時接種は日本の子どもたちをワクチンで予防できる病気から守るために必要な医療行為であると考え、これまでどおり推奨します。一方、ワクチン接種間隔の規定変更についても長年にわたって要望してきました。子どもたちに対する接種機会の確保という観点から、今回の接種間隔の規定変更を歓迎します。

参考

ワクチンの接種間隔の規定変更に関するお知らせ（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansen_shou03/rota_index_00003.html